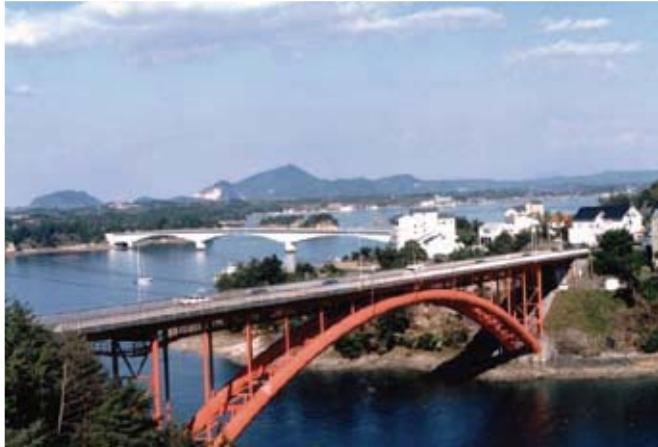


# 上天草市環境基本計画



人と海がふれあう 環境にやさしいまち 上天草市



平成23年3月  
**上天草市**

# はじめに

---

上天草市は、ほぼ全域が「雲仙・天草国立公園」に含まれ、日本三大松島の一つに挙げられる松島の風景や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道(観海アルプス)からの眺望など温暖な気候や豊かな自然に恵まれています。

私たちは、先人たちが育んできた歴史・文化のもと、美しい海や山などの自然と共に存し、食材、観光の面など様々な恩恵を受けながら現在の生活基盤を築いてまいりました。

しかし、近年、快適で便利な暮らしを追求するあまり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が身近な生活環境の悪化や地球規模の環境問題を引き起こし、現在の世代のみならず将来の世代にも影響を及ぼす問題となっています。

本市では、今後、私たち一人ひとりが地球規模で環境問題を考え、ライフスタイルを環境負荷の少ないものに転換して持続可能な社会を目指すため、平成21年12月に「上天草市環境基本条例」を制定し、このたび「上天草市環境基本計画」を策定しました。

本計画は、魅力ある上天草市の環境に向け、市民、事業者、各団体及び行政が自らの責任と役割を認識し、連携・協力しながら一体となって環境の保全及び創造を推進していくための指針となるものです。

今後は、本計画に基づき、上天草市のまちづくりを環境面から推進するとともに、市の理想とする環境像である「人と海がふれあう環境にやさしいまち 上天草市」の実現に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画を策定するにあたり、ご意見・ご提言をいただきました上天草市環境審議会の委員の皆様をはじめ、数多くの貴重なご意見をいただきました市民や事業者の皆様方に、心からお礼を申し上げます。



平成23年3月

上天草市長 川端 祐樹

# 目 次

---

第1章 基本的事項 .....	1
1. 背景及び趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 計画の対象地域・期間 .....	1
4. 計画の目標 .....	2
第2章 市の現況 .....	3
1. 位置及び地勢 .....	3
2. 気象 .....	3
3. 人口及び世帯数 .....	4
4. 産業 .....	5
5. 土地利用 .....	6
第3章 環境の概要 .....	7
1. 自然環境 .....	7
2. 生活環境 .....	12
3. ごみ処理 .....	16
4. 地域環境 .....	21
5. 地球環境 .....	23
6. 環境教育 .....	29
7. 市民・事業者の意識 .....	31
8. 規制・助成制度 .....	38
第4章 基本計画 .....	39
1. 自然環境の保全及び創造(環境目標1) .....	39
(1) 市民(団体)の取組み .....	39
(2) 事業者の取組み .....	39
(3) 市の取組み .....	39
① 生物の生息環境の保全 .....	39
② 野生動植物の保護・管理 .....	40
③ 自然とふれあう機会や活動の充実 .....	40
④ 自然とふれあう場の創出 .....	40
⑤ 持続可能な農業・林業・水産業の推進 .....	41
2. 生活環境の保全及び創造(環境目標2) .....	42
(1) 市民(団体)の取組み .....	42
(2) 事業者の取組み .....	42
(3) 市の取組み .....	42
① 環境汚染の監視・抑制 .....	42
② 生活排水対策の推進 .....	43
③ 健全な水循環の確保 .....	43
④ 地下水の保全 .....	43
⑤ 環境美化の推進 .....	44
⑥ 環境と調和した生活空間の整備・確保 .....	44
⑦ 自動車の適正利用 .....	44

---

---

3.	地球環境の保全(環境目標3) .....	45
(1)	市民(団体)の取組み .....	45
(2)	事業者の取組み .....	45
(3)	市の取組み .....	46
①	省エネルギー・省資源対策の推進 .....	46
②	新エネルギーの普及促進 .....	47
③	吸収源対策の推進 .....	47
④	オゾン層の破壊や酸性雨問題への対応 .....	47
4.	循環型社会の構築(環境目標4) .....	48
(1)	市民(団体)の取組み .....	48
(2)	事業者の取組み .....	48
(3)	市の取組み .....	49
①	発生抑制・再使用の推進 .....	49
②	リサイクルの推進 .....	49
③	バイオマスの利活用 .....	50
④	適正処理の推進 .....	50
5.	環境教育及び環境保全実践行動の推進(環境目標5) .....	51
(1)	市民(団体)の取組み .....	51
(2)	事業者の取組み .....	51
(3)	市の取組み .....	52
①	学校や地域における環境教育・環境学習の推進 .....	52
②	人材の育成・活用 .....	52
③	環境情報の共有 .....	52
④	市民の環境保全行動の推進 .....	52
⑤	事業者の環境保全行動の推進 .....	53
⑥	市の環境保全行動の推進 .....	53
⑦	パートナーシップ・ネットワークの構築 .....	53
⑧	環境保全活動団体への支援 .....	53
6.	重点施策 .....	54
(1)	美しい海を保全するまちづくり .....	54
(2)	ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり .....	56
<b>第5章</b>	<b>計画の推進と管理</b> .....	<b>57</b>
1.	計画の推進体制 .....	57
2.	計画の進行管理 .....	57
3.	関係機関及び各種計画との連携 .....	58
4.	財政措置 .....	58
<b>■</b>	<b>参考資料</b> .....	<b>59</b>
1.	上天草市環境基本条例 .....	59
2.	上天草市環境審議会(委嘱期間、委員名簿、策定に係る諮問及び答申) .....	63
3.	計画の策定に係る経緯 .....	66
4.	数値目標一覧 .....	67
5.	用語解説 .....	70

---

# 第1章 基本的事項

## 1. 背景及び趣旨

今日の環境問題は、**産業型公害**<sup>※注</sup>から生活様式に関わる身近な環境問題へと変化しており、また、新たな課題として、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題など、多様化し、複雑化しています。

これらの課題を解決し、本市の美しい自然をより健全な状態で次世代に継承するためには、一人ひとりの考え方と社会経済活動や生活様式のあり方を見直し、市民、事業者及び市が協働して、より効果的に環境の保全に取り組んでいく必要があることから、平成21年12月に環境基本条例を制定しました。

本計画は、この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

※注 産業型公害 企業活動や事業活動などの産業活動によって地域住民がこうむる健康または生活環境にかかる人為的災害のこと。

## 2. 計画の位置づけ

(1) 環境基本条例第9条に規定された「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」であるとともに、市の総合計画を環境の分野から推進するための最も基本的かつ総合的な計画です。

(2) 計画中、地球温暖化対策に関する部分については、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に定められた「自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」を推進するための地域における地球温暖化対策実行計画として位置づけます。

## 3. 計画の対象地域・期間

(1) 上天草市全域を対象とし、広域的に取り組む必要がある項目については、関係機関と連携して取組みます。

(2) 対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、社会経済情勢、環境問題の変化などに適切に対応するため、5年後(平成27年度)を目途に見直しを行います。

## 4. 計画の目標

実現すべき環境像(望ましい姿)を「人と海がふれあう 環境にやさしいまち 上天草市」とし、以下の5つの項目を環境目標として設定します。

### (1) 自然環境の保全及び創造

- これまで様々な恩恵を受けてきた海や山を守り、豊かな自然環境と生物の多様性を保持するとともに、人と自然とがふれあう場を積極的に創ります。

### (2) 生活環境の保全及び創造

- 市民が健康で安心して暮らすために、空気や水などが健全な状態で、常に地域が清潔に保たれる生活環境を積極的に創ります。

### (3) 地球環境の保全

- 地球上のあらゆる生物の生存基盤に関わる地球温暖化や**オゾン層の破壊**<sup>※注1</sup>などによる地球環境問題は、人類共通の重要かつ早急に取り組むべき課題であると認識するとともに、省エネルギー・省資源対策はもちろん、新エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素などの**温室効果ガス排出量**<sup>※注2</sup>を削減します。

### (4) 循環型社会の構築

- 持続可能な社会を目指し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直すとともに、限りある資源を有效地に活用する循環型社会を目指します。

### (5) 環境教育及び環境保全実践行動の推進

- 環境教育を積極的に推進することで、市民一人ひとりが環境に対する理解や意識を高め、環境に配慮した行動の実践を図ります。

※注1 **オゾン層の破壊** 太陽光に含まれる生物に有害な紫外線を吸収する働きをもつオゾン層が、フロンガスなどにより破壊される現象のこと。

※注2 **温室効果ガス** 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ気体の総称のこと。二酸化炭素、メタンなどがある。

## 第2章 市の現況

### 1. 位置及び地勢

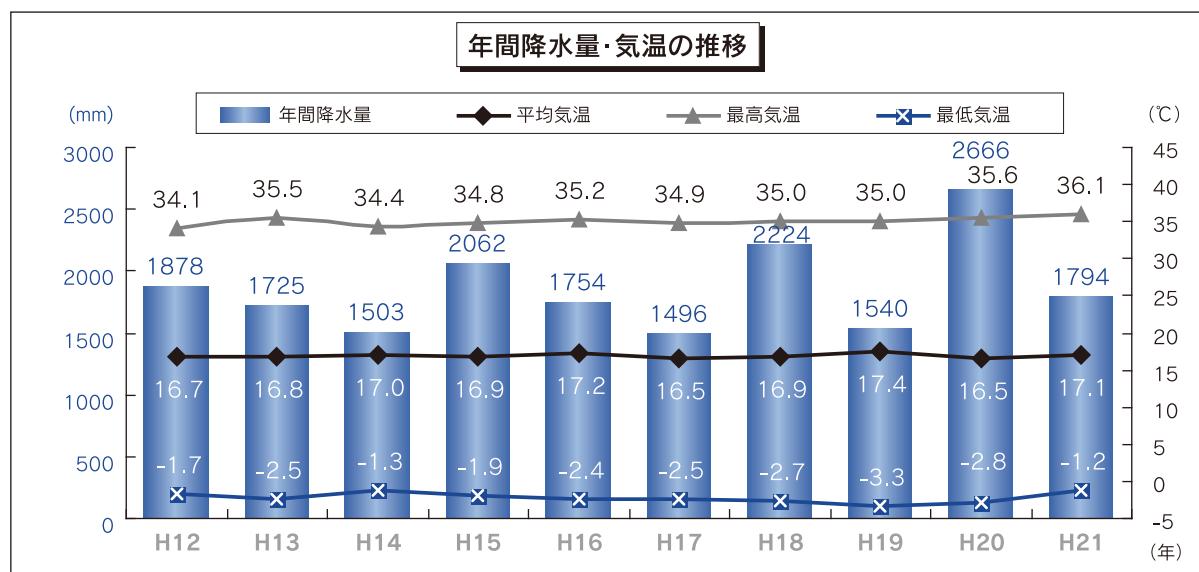
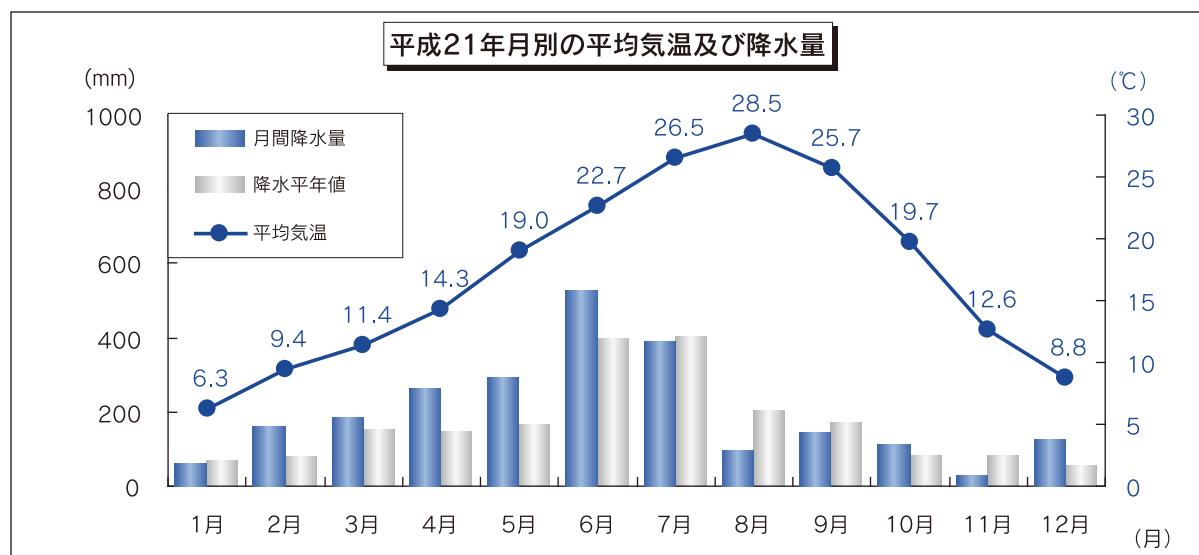
本市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、大矢野島、上島、そのほかの島々から構成されています。

大部分は急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地勢となっています。



### 2. 気象

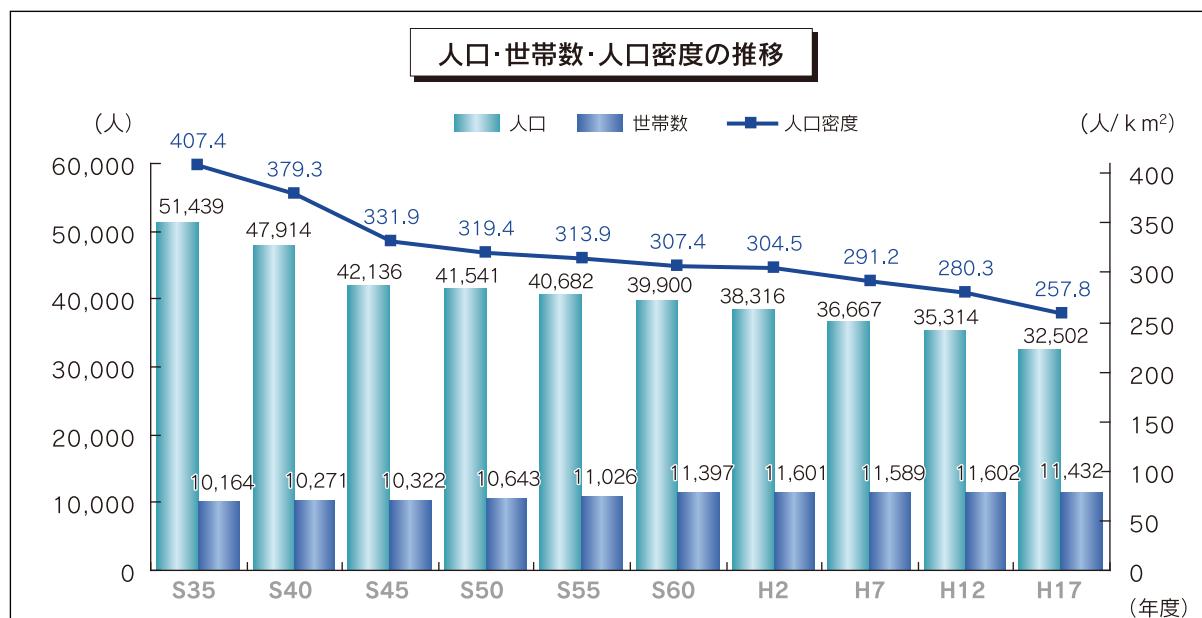
本市の気候は、典型的な西海型気候で、降雪は数えるほどしかなく、海岸部の一部は無霜地帯となっています。また、近年の傾向としては、気温がゆるやかに上昇しつつあります。



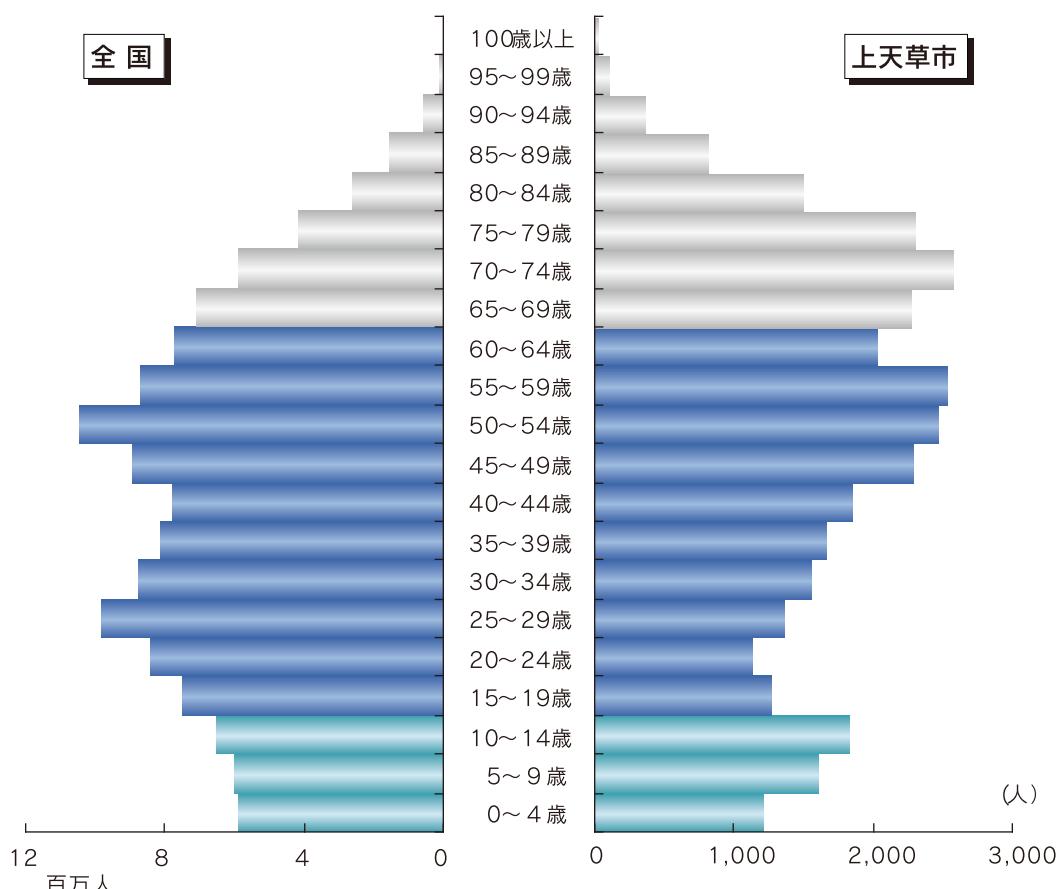
出典) 気象庁資料から作成(観測地点:松島)

### 3. 人口及び世帯数

平成17年度の国勢調査による本市の人口は32,502人で、世帯数は11,432世帯となっています。人口は昭和35年以降減少傾向にあり、近年は少子高齢化が進行しています。



平成17年度国勢調査 5歳階級別人口

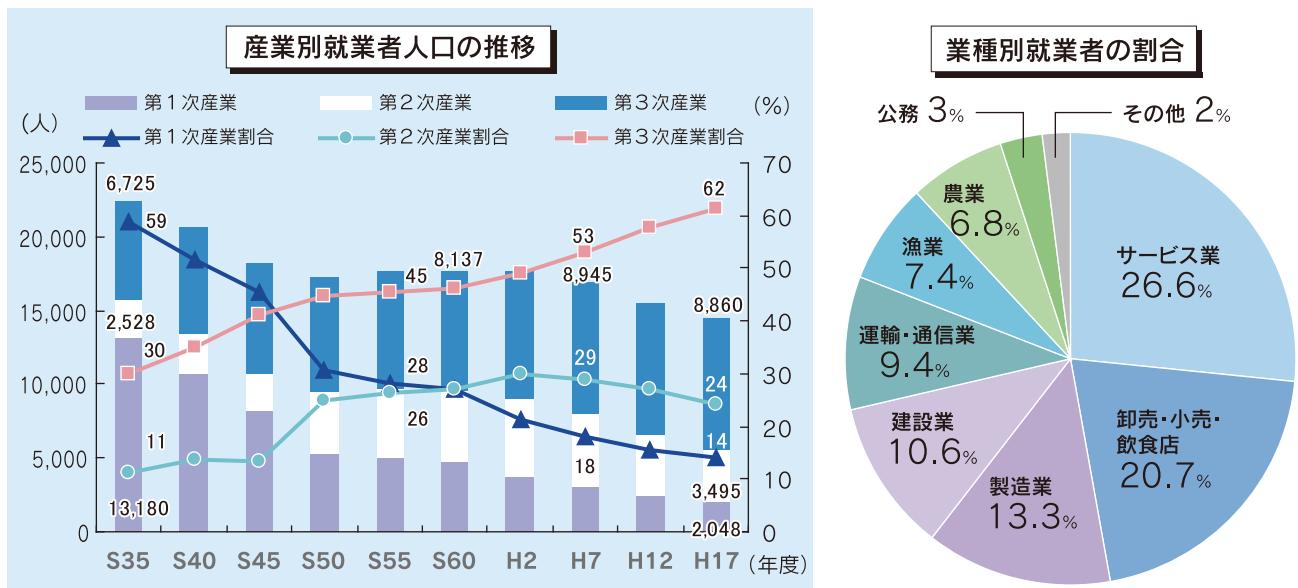


出典)総務省統計局資料から作成

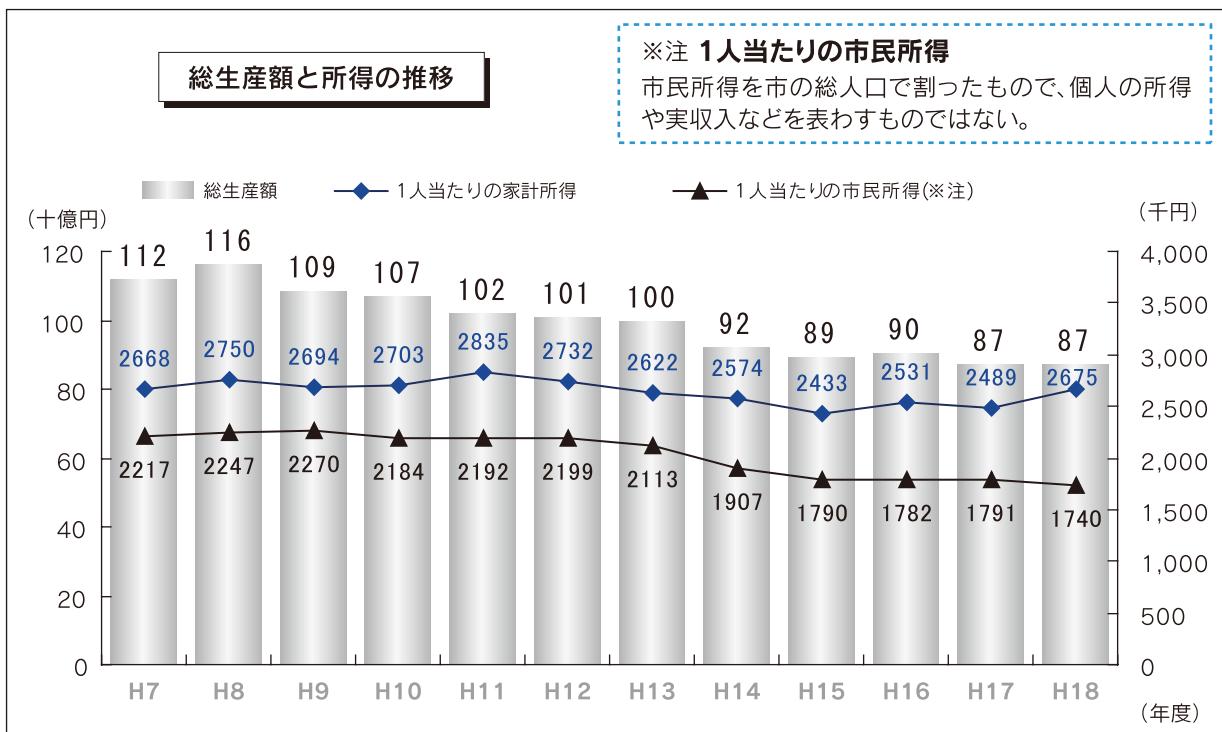
## 4. 産業

### (1) 産業構造

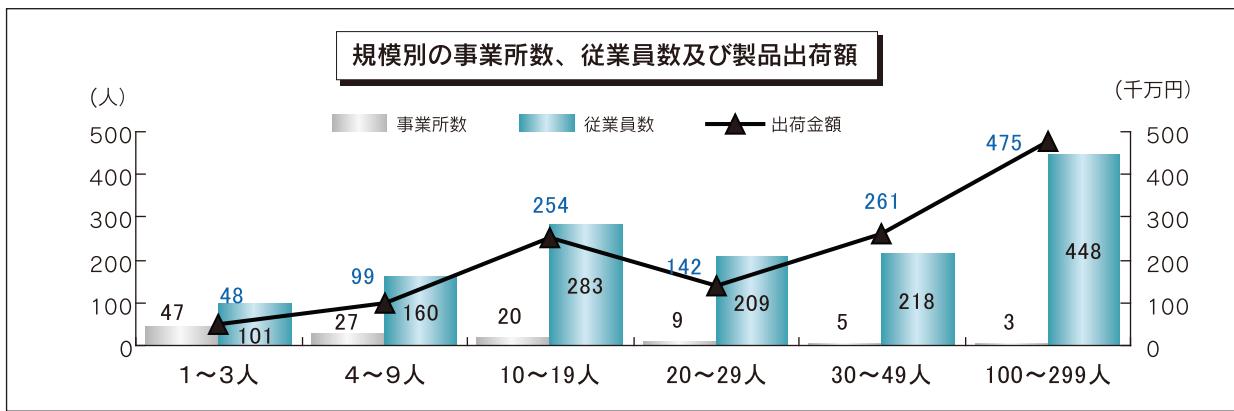
平成17年度の国勢調査による本市の産業別就業者人口の割合は、第1次産業14.2%（2,048人）、第2次産業24.3%（3,495人）、第3次産業61.5%（8,860人）となっています。第1次産業就業者は減少し、第3次産業就業者は増加傾向にあります。就業者の業種としては、サービス業の占める割合が26.6%（3,831人）と最も多い状況です。



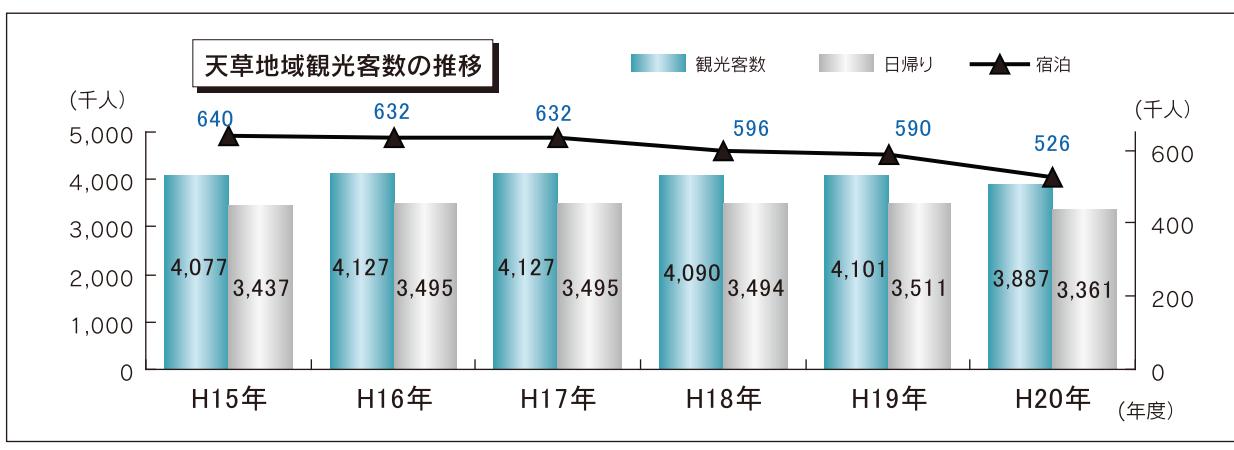
### (2) 総生産額と所得の推移



### (3) 規模別の事業所数・従業員数及び製品出荷額



### (4) 観光業



## 5. 土地利用

平成17年度の国勢調査による本市の土地利用 ( $126.06\text{km}^2$ ) の状況は、山林が $60.8\%$  ( $76.64\text{km}^2$ )と最も多く、田・畠の農地が $10.9\%$  ( $13.74\text{km}^2$ )、宅地が $5.2\%$  ( $6.56\text{km}^2$ )の割合となっています。

